

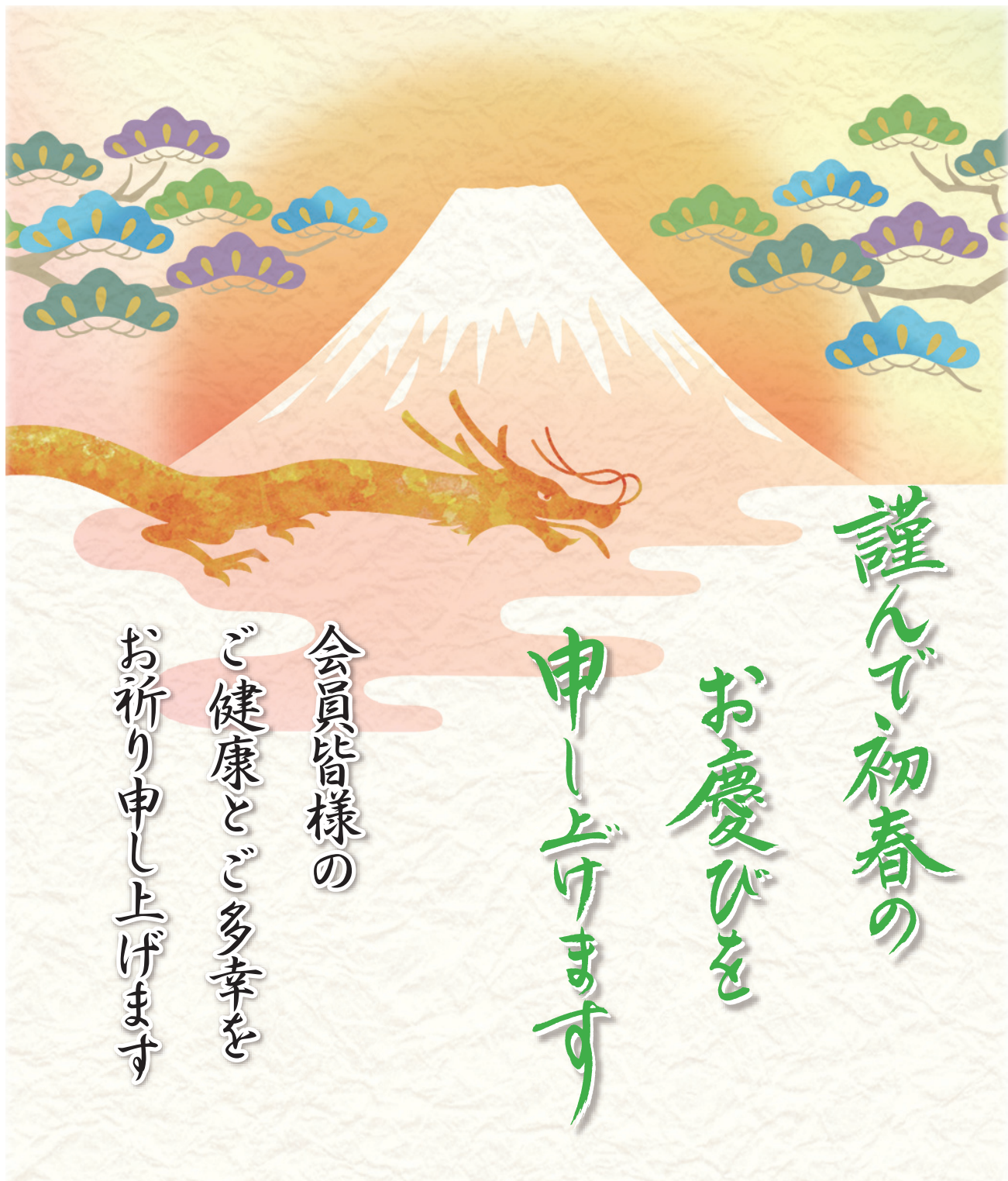
No. 76

# ふれあい

編集兼発行  
公益社団法人  
木更津市シルバー人材センター  
木更津市潮見2-9  
(市民総合福祉会館2階)  
TEL 25-2433  
FAX 20-1731

☆働く喜び、社会参加の輪を拓けよう☆

会員数(11月末現在)  
男性 248名・女性 78名 計 326名



# 新年のご挨拶 会長 野田芳久



新年あけましておめでとう  
とございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。旧年中は、センター事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、三年近く社会経済活動が制約され、大きな影響を受けましたが、昨年の五月に感染症五類に分類され少しずつではありますが、日常生活がも

ってきたところで、

当センターにおいてもこの影響で、事業収入はコロナ禍前に比べ減少していましたが、令和四年度はコロナ禍前まで回復いたしました。

人生百年時代と言われる中、高齢者の一人ひとりが、これまでに身に着けた経験や知識・技能を提供し、一層の生きがいを見出していただく場を確保し、高齢者の活力を社会に還元していくことがセンターの重要な役割だと思えます。

今、私たちが受けている受難を好機に転じ、センターがその役割をしっかりと果たせるよう、どうか皆様のご協力をお願いいたします。

最後に会員の皆様におかれましては、健康管理にご留意いただき、本年が、素晴らしい一年となりますよう心から祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 理事会報告

一 令和五年度第一回理事会

令和五年五月十二日（金）令和五年度第一回理事会が開催され全議案が承認・可決されました。

議題

- ・第一号議案 令和四年度事業報告について
- ・第二号議案 令和四年度収支決算報告について
- ・第三号議案 新入会員の承認について
- ・第四号議案 功労者表彰について
- ・第五号議案 総会の日程について

二 令和五年度第二回理事会

令和五年六月十九日（月）定時総会終了後、令和五年度第二回理事会が開催され全議案が承認・可決されました。

議題

- ・第一号議案 会長、副会長、常務理事の選任について
- 三 令和五年度第三回理事会

令和五年九月二十九日（木）令和五年度第三回理事会が開催され全議案が承認・可決されました。

可決されました。

議題

- ・第一号議案 新入会員の承認について
- ・第二号議案 普及啓発事業の実施について

○定時総会報告

令和五年度定時総会につきましては、去る六月十九日（月）午後一時三十分から市民総合福祉会館第一・第二研修室にて開催されました。

第一号議案（令和三年度事業報告）及び第二号議案（令和三年度収支決算）については一括審議とし藤田 建監事から監査報告の後、原案通り承認されました。また第三号議案についても原案どおり承認・可決されました。

（会員数三一八名、出席会員数十四名書面決議数一九二名）

議題

- ・第一号議案 令和四年度事業報告について
- ・第二号議案 令和四年度収支決算報告について
- ・第三号議案 役員の選任について

## シルバー事業普及月間PR活動を実施

毎年十月はシルバー人材センターの事業普及月間であり、全国一斉に普及啓発活動を実施しているところです。

当センターにおいては、十月十七日（火）にアピタ木更津店と、イオンタウン木更津朝日ご協力のもと二ヶ所で実施しました。

シルバー事業のPR用のリーフレット、ポケットティッシュを配布、説明するなど役員・職員総員十名で午前十時から一時間半にわたり、普及啓発活動を行いました。



イオンタウン木更津朝日



アピタ木更津店



## 新年を迎えて

木更津市長

渡辺 芳邦



新年明けましておめでとう  
ございます。

皆様には、輝かしい新春を健やかに迎えの  
こととお慶び申し上げます。

さて、人生百年時代を迎える現代社会においては、高齢者の皆様が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康的に暮らしていける環境づくりが一層求められております。

そうした中、木更津市シルバー人材センターに

おかれましては、豊かな知識や技術を持ち合わせた高齢者の皆様が、その能力をいかんなく発揮できる機会を提供し、地域社会への貢献や社会参加を促進されているところであります。

これまでの貴センターのたゆまぬ努力と会員相互の協調、仕事への誠実な対応に、心より敬意を表する次第でございます。

今後も、活力ある長寿社会の原動力として、新規会員の確保・事業拡大について御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、木更津市シルバー人材センターの益々のご発展と会員の皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。新年の挨拶といたします。



## 新春の

ごあいさつ

木更津市議会議長

鶴岡 大治



あけましておめでとう  
ございます。

木更津市シルバー人材センターの皆様におかれましては、輝かしい新春を健やかに迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

旧年中は、野田会長をはじめ会員の皆様には、私ども市議会に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、昨年四月に行わ

れました木更津市議会議員選挙により選ばれた二十四名の議員により第二十一期市議会がスタートいたしました。

私は改選後、最初の市議会において議員各位のご推挙により、議長の要職を拝命いたしました。

改めてその職責の重さを感じるのと同時に、新年を迎え、本市の更なる発展のため、鋭意努力してまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

昨年を振り返りますと、五月、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更に伴い、日常における行動制限などが緩和され、本市においても八月には長い歴史と伝統に培われた木更津港まつりが、四年ぶりの通常規模で開催されました。

一方で、ロシアによるウクライナ侵攻は依然として収まらず、原材料価

格の高騰に加え、円安の影響による物価高騰など、市民の日常生活や地域経済に大きな影響をもたらしました。

このような中であって、市議会では、開かれた議会へ向け、市民の声に真摯に耳を傾け、議員一人ひとりが市民の代表者としての使命と責任を強く自覚し、様々な課題に全力で取り組んでまいるところでございます。

新春にのぞみ、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとりまして幸せで実り多い、飛躍の年になりますことを心より祈念し、新年のごあいさつといたします。



※知っていましたか？

## いつもの配分金には 消費税が含まれていることを！

配分金にかかる消費税の取り扱いについて

現在、会員の皆さんが受け取っている「配分金」には、その配分金に係る消費税が含まれています。つまり、シルバー人材センターからは、消費税も含めて支払っているということになります。

本来、会員の皆さんは個人事業主として、受け取った配分金に係る消費税は税務署に申告納税する必要がありますが、消費税法上、課税売上として受け取る金額が、年間一千万円以下であるため、ほとんどの会員の皆さんは免税業者として取り扱われ、申告納税する必要がありません。

しかし、令和五年（二〇二三年）十月より、消費税法改正で「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入が開始され配分金にかかる消費税についても取り扱いが変更となりました。

この制度導入にあたり、シルバー人材センターの会員を含む免税事業者との取引について、消費税にかかるとして仕入れ控除が認められなくなりました。つまり、シルバー人材センターは会員へ消費税を払っても払ったことにならず、会員の皆さんに支払っている消費税と同額を税務署に納めなくてはならなくなりました。

県シ連や県内の各シルバー人材センターなどと連携をはかり今後の対応を協議・検討した結果、本市では、事務費の引き上げにより対応する事になりました。

会員の皆さんの配分金が減るようなことはありませんのでお知らせします。

## 事務局から

### ○配分金について

暮れから正月にかけて、各就業先、企業等は長期休暇のため、日報の回収及び集計が遅れますので十二月分の配分金振込日は

令和六年一月十九日 の予定です。

また、令和五年中にお支払した配分金の支払証明書は、令和六年一月中旬から事務局より発送する予定です。この配分金支払証明書は、税務署に確定申告するときに必要となります。

ご自分の所得額を確認のうえ、配分金と合わせた所得に所得税が課税される方など、確定申告が必要な方は所轄の税務署に確定申告をしてください。（所得税の取り扱いについては、最終ページを参照下さい）

所得税の申告につきまして不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

### ●就業先への会員からの連絡について

就業の依頼を事務局から受けた会員は、まず、依頼主に仕事を受けた旨の連絡をして、その後、就業予定日などの打ち合わせを、実施するようお願いいたします。

### ○作業日報の提出について

作業日報については、就業終了後速やかに提出して下さい。

一ヶ月遅れの支払いとならないように事務局への提出をお願いいたします。

## 年会費の納入について

会員の年会費については、毎年11月末日までに納入することとなっております。就労して配分金のある方は、配分金と相殺させていただいておりますが、それ以外の方で年会費が未納の方は、直接事務局に持参いただくか、又は下記に振込みいただくようお願いします。

千葉信用金庫木更津支店 普通預金 口座番号 2824137

公益社団法人 木更津市シルバー人材センター

令和5年度年会費 2,000円

## インフルエンザの入院患者は50代以上で増加中

例年、インフルエンザは12月頃から流行し始めますが、昨年から今年にかけては散発的に流行があり、2023年9月時点で2万人を超える患者数が報告されていました。東京都は、9月12日にインフルエンザ流行注意報を発表しています。学級閉鎖や学年閉鎖、休校などインフルエンザによる対応が取られている施設は、全国で4,690と前週より1,500ほど減少しました。入院患者数は、若い世代は減少傾向にあるものの、50代以上の年代で増加傾向となっています。

### 効果的な手の洗い方



インフルエンザは、例年であれば年明けにかけてさらに患者数が増える傾向があります。また、ここ最近では季節外れの暖かさから急に冬の寒さになるなど、例年以上に日ごとの寒暖の差が大きく、体への負担も大きくなっています。今後も引き続き、こまめな手洗い、消毒、咳エチケット等を継続して、感染予防に努めましょう。

#### ー 感染予防として効果的な手の洗い方ー

- 1 両手を水で洗う
- 2 石鹸を手に取って泡を作る
- 3 手のひらを洗う
- 4 指の間も洗う
- 5 手の外側も洗う
- 6 指の先、爪も洗う
- 7 親指のつけ根を洗う
- 8 最後に手首を洗い、水ですすぐ

### 手洗いの時間による効果

手洗いの方法	残存ウイルス数(残存率)
手洗いなし	約100万個
流水で15秒手洗い	約1万個 (約1%)
ハンドソープで10秒または30秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎ	約100個 (約0.01%)
ハンドソープで60秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎ	約10個 (約0.001%)
ハンドソープで10秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎを2回繰り返す	約数個 (約0.0001%)

※カッコ内は手洗いなしと比較した残存率です  
出典：森功次他：感染症学雑誌、2006、Vol80 No.5

石けんやハンドソープを使うと、手の表面の皮脂に付着しているウイルスも洗い落とせます。手洗い前の手にウイルスが100万個付着していたとすると、1分間の手洗いで数十個(約0.001%)に減らせることになります。ここまですれば、食事前やトイレの後は流水で15秒の手洗いで十分です。出典 厚生労働省HPより

## みんなで守ろう10ヶ条 (安全就業の心得)

- ① 日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。
- ② 仕事の前日は十分に睡眠を取りましょう。
- ③ 服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④ 仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤ 保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥ 加齢による身体の機能低下を十分に認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦ 仕事をするときには急いだり、あわてたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧ 就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨ 共同で仕事をするときには合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩ 行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

安全就業全国統一スローガン  
『安全は無理せず焦らず油断せず』



# 入会者

よろしくおねがいします。

- 令和四年十二月 —  
三好 紳 治 (清川南)
- 令和五年一月 —  
村 上 誠 (真 舟)
- 令和五年二月 —  
藤 永 健 次 (真 舟)
- 令和五年三月 —  
森 敏 則 (清川南)
- 令和五年四月 —  
山 内 修 (東 部)
- 令和五年五月 —  
仲 野 公 史 (清川南)
- 令和五年六月 —  
石 橋 正 (金 田)
- 令和五年七月 —  
磯 部 良 治 (波岡北)
- 令和五年八月 —  
岩 沢 孝 二 (岩根西)
- 令和五年九月 —  
高 橋 めぐみ (真 舟)
- 令和五年十月 —  
白 石 龍 見 (岩根西)
- 令和五年十一月 —  
久 村 隆 (波岡北)
- 令和五年十二月 —  
松 尾 裕 子 (中 央)

- 令和五年七月 —  
地 曳 俊 雄 (岩根東)
- 令和五年八月 —  
青 木 義 昌 (中 央)
- 令和五年九月 —  
朝 倉 剛 一 (清川南)
- 令和五年十月 —  
關 口 秀 子 (真 舟)
- 令和五年十一月 —  
高 橋 由 紀 (波 岡)
- 令和五年十二月 —  
齊 藤 美 津 江 (清川南)
- 令和五年七月 —  
磯 部 良 治 (波岡北)
- 令和五年八月 —  
八十島 厚 子 (波岡南)
- 令和五年九月 —  
高 橋 めぐみ (真 舟)
- 令和五年十月 —  
小 原 正 裕 (岩根東)
- 令和五年十一月 —  
渡 邊 孝 三 (波岡北)
- 令和五年十二月 —  
今 野 明 美 (東 部)
- 令和五年七月 —  
磯 部 良 治 (波岡北)
- 令和五年八月 —  
佐々木 啓 佑 (清川南)
- 令和五年九月 —  
高 橋 めぐみ (真 舟)
- 令和五年十月 —  
山 中 喜 美 子 (金 田)
- 令和五年十一月 —  
白 石 龍 見 (岩根西)
- 令和五年十二月 —  
久 村 隆 (波岡北)
- 令和五年七月 —  
磯 部 良 治 (波岡北)
- 令和五年八月 —  
青 木 義 昌 (中 央)
- 令和五年九月 —  
朝 倉 剛 一 (清川南)
- 令和五年十月 —  
關 口 秀 子 (真 舟)
- 令和五年十一月 —  
高 橋 由 紀 (波 岡)
- 令和五年十二月 —  
齊 藤 美 津 江 (清川南)

【入会者 計三十六名】

# 退会者

長い間、ご苦勞様でした。

- 令和四年十二月 —  
佐々木 國 勝 (真 舟)
- 令和五年一月 —  
山 口 利 満 (波岡北)
- 令和五年二月 —  
吉 川 俊 夫 (清川南)
- 令和五年三月 —  
井 上 由 紀 恵 (金 田)
- 令和五年四月 —  
篠 田 喜 代 子 (金 田)
- 令和五年五月 —  
安 田 朝 美 (岩根西)
- 令和五年六月 —  
堀 場 幸 一 (波岡南)
- 令和五年七月 —  
渡 辺 隆 (東 部)
- 令和五年八月 —  
鈴 木 勉 (真 舟)
- 令和五年九月 —  
天 野 正 壽 (真 舟)
- 令和五年十月 —  
花 村 文 喜 (富来田)
- 令和五年十一月 —  
伊 藤 等 (東 部)
- 令和五年十二月 —  
小 野 静 子 (金 田)
- 令和五年七月 —  
佐々木 國 勝 (真 舟)
- 令和五年八月 —  
山 口 利 満 (波岡北)
- 令和五年九月 —  
吉 川 俊 夫 (清川南)
- 令和五年十月 —  
井 上 由 紀 恵 (金 田)
- 令和五年十一月 —  
篠 田 喜 代 子 (金 田)
- 令和五年十二月 —  
安 田 朝 美 (岩根西)
- 令和五年七月 —  
堀 場 幸 一 (波岡南)
- 令和五年八月 —  
渡 辺 隆 (東 部)
- 令和五年九月 —  
鈴 木 勉 (真 舟)
- 令和五年十月 —  
天 野 正 壽 (真 舟)
- 令和五年十一月 —  
花 村 文 喜 (富来田)
- 令和五年十二月 —  
伊 藤 等 (東 部)

- 令和五年六月 —  
石 川 美 喜 子 (中 央)
- 令和五年七月 —  
安 田 昭 夫 (中 央)
- 令和五年八月 —  
中 矢 努 (清川西)
- 令和五年九月 —  
小 幡 正 夫 (真 舟)
- 令和五年十月 —  
高 橋 勝 義 (波 岡)
- 令和五年十一月 —  
吉 田 とし子 (波岡北)
- 令和五年十二月 —  
二 瓶 義 翁 (岩根西)
- 令和五年七月 —  
菊 池 祐 一 (波岡北)
- 令和五年八月 —  
荒 川 博 (波岡北)
- 令和五年九月 —  
古 賀 あい子 (波岡北)
- 令和五年十月 —  
佐 久 間 節 男 (中 郷)
- 令和五年十一月 —  
白 井 妙 子 (波岡南)
- 令和五年十二月 —  
浅 野 勝 康 (波岡南)
- 令和五年七月 —  
菊 池 祐 一 (波岡北)
- 令和五年八月 —  
荒 川 博 (波岡北)
- 令和五年九月 —  
中 矢 努 (清川西)
- 令和五年十月 —  
小 幡 正 夫 (真 舟)
- 令和五年十一月 —  
高 橋 勝 義 (波 岡)
- 令和五年十二月 —  
吉 田 とし子 (波岡北)
- 令和五年七月 —  
菊 池 祐 一 (波岡北)
- 令和五年八月 —  
荒 川 博 (波岡北)
- 令和五年九月 —  
古 賀 あい子 (波岡北)
- 令和五年十月 —  
佐 久 間 節 男 (中 郷)
- 令和五年十一月 —  
白 井 妙 子 (波岡南)
- 令和五年十二月 —  
浅 野 勝 康 (波岡南)

- 令和五年六月 —  
小 柴 和 久 (真 舟)
- 令和五年七月 —  
須 川 禮 輔 (鎌 足)
- 令和五年八月 —  
土 田 豊 (富来田)
- 令和五年九月 —  
星 野 かず江 (清川南)
- 令和五年十月 —  
勝 畑 ミイ (岩根西)
- 令和五年十一月 —  
遠 藤 恒 雄 (金 田)
- 令和五年十二月 —  
炭 谷 宏 (波岡南)
- 令和五年七月 —  
小 柴 和 久 (真 舟)
- 令和五年八月 —  
高 橋 解 作 (真 舟)
- 令和五年九月 —  
將 木 恵 子 (清川北)
- 令和五年十月 —  
勝 畑 ミイ (岩根西)
- 令和五年十一月 —  
泉 水 勇 吉 (波岡南)
- 令和五年十二月 —  
齊 藤 昭 夫 (波岡南)
- 令和五年七月 —  
小 柴 和 久 (真 舟)
- 令和五年八月 —  
高 橋 解 作 (真 舟)
- 令和五年九月 —  
將 木 恵 子 (清川北)
- 令和五年十月 —  
勝 畑 ミイ (岩根西)
- 令和五年十一月 —  
泉 水 勇 吉 (波岡南)
- 令和五年十二月 —  
齊 藤 昭 夫 (波岡南)

【退会者 計六十名】

## シルバー人材センター団体傷害保険

### 保険の仕組み

この傷害保険（以下「シルバー保険」という。）は、センターの会員がセンターの提供した仕事に従事している間に傷害を被った場合、一定の補償を行うことをねらいとするものであって、センターの仕組みや会員の就業の実情を考慮してつくられたものです。

ただし、医療に関する給付（病院に支払う診療費、入院費、薬剤費等）はありません。

### ケガをした場合

- ① 医師の治療をうけてください。この場合、各自の健康保険証を使っていただくことになります。
- ② ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自ら報告できないときは、そばにいる人に依頼し、必ず一報してください。

### 保険事故

シルバー保険から保険金が支払われるのは、被保険者である会員が次の①から⑤に掲げる急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合です。

- ① 会員がセンターから提供された仕事に従事している間（ただし、会員が自宅で仕事に従事している場合には、事故についての第三者の証明を得ることができないため、適用除外されます。）
- ② センターが会員の知識・技能の向上を目的として実施する技能講習会に出席している間
- ③ センターの通常又は臨時総会に出席している間（会員理事以外の理事は対象になりません。）
- ④ センターの設定した各種行事に参加している間
- ⑤ ①から④までの場所と会員の住居との間の通常の経路を往復している間

このように、シルバー保険では、労災保険と同様に就業上の事故だけでなく、いわゆる途上の事故についても保険給付が行われることになっています。

### 支払われる保険金の種類等

シルバー保険で支払われる保険金の種類及び給付対象は、大部分の保険会社では以下のようになっています。

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
1 死亡保険金	900万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合。
2 後遺障害保険金	死亡保険金の3%~100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
3 入院保険金 (1日当たり)	3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし、180日を限度とします。
3-(1) 手術保険金	3,000円 ×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合（所定倍率は、10倍、20倍又は40倍）。ただし、180日以内の手術1回に限りです。
4 通院保険金 (1日当たり)	2,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし、90日を限度とします。

### 保険料率

シルバー保険では、会員が従事する仕事の種類や平均的な就業の日数等を十分に考慮して、保険事故に対する危険性に見合った保険料率が設定されています。

保険金の種類	保険料	積算の基礎
死亡・後遺障害	$9,000,000円 \div 1,000 \times 0.17 = 1,530円$	1,000円につき0.17円
入院	$3,000円 \times 0.14 = 420円$	日額1円につき0.14円
通院	$2,000円 \times 0.12 = 240円$	日額1円につき0.12円
計	2,190円	

一般的に保険料率は上表のとおりですが、被保険者1人当たりの年間保険料は、支払われる保険金額をどのように設定するかによって変わります。すなわち、保険金額を高くすればそれに比例して保険料も上がり、逆に保険金額を低くすれば保険料も安くなります。

## シルバー人材センター総合賠償責任保険

センターの会員が、各種の仕事を行って、他人の身体、財物への賠償事故を担保する保険で、例えば、①塗装中誤ってペンキを歩行者にかけてしまった、②子供の世話をしている間に過失によってケガをさせた、③自転車整理中、転倒させて壊してしまった、④清掃中誤って物を壊した、⑤庭木剪定中、切り落とした枝が歩行人に当たってケガを負わせたときなどに保険金が支払われることになっています。

## 配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりです。

1. 配分金収入は、所得税法上『雑所得』に区分されます。雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。  
従って、配分金収入に係る必要経費の額は、65万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除とします。
2. しかし、必要経費の額が55万円未満の場合は、『租税特別措置法』第27条の適用により、65万円を上限として控除します。(ただし、収入金額を限度とします)。
3. 給与収入のある会員は、最低65万円(ただし、収入金額を限度とします)の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、55万円から給与収入を控除した残額が限度です。
4. 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を行えます。

### 【必要経費の額が55万円未満の場合の例示】

《設例》あるセンターの会員(66歳)の年間収入は次のようなものでした。

- |          |       |                         |
|----------|-------|-------------------------|
| ① 配分金収入  | 52万円  | (うち交通費などの必要経費10万円)      |
| ② 給与収入   | 18万円  | (無料職業紹介事業等による短期就職期間の賃金) |
| ③ 公的年金収入 | 150万円 |                         |

(1) (配分金収入及び給与収入に係る所得の控除)

(最低保障額)	(給与所得控除額)		[雑所得(配分金所得)分の最低保障額]
550,000円	− 180,000円	=	370,000円

(最低保障額の残額)	(配分金収入)		[雑所得(配分金所得)分の特例経費]
370,000円	< 520,000円	→	370,000円 → 最低保障額の残額で頭打ち

従って、この場合  $520,000円 - 370,000円 = 150,000円$  が控除後の所得となります。 → (A)

(2) (公的年金収入に係る雑所得の控除)

$1,500,000円 \times 100\% - 1,200,000円 = 300,000円$

割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」(税務署にあります)から算出してください。

従って、この場合 300,000円が控除後の所得となります。 → (B)

(3) (基礎控除)

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

(A) + (B) = 350,000円

(基礎控除)

$350,000円 - 480,000円 = (\text{マイナスとなるので } 0円)$

従って、この会員の場合、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄りの税務署にお尋ねください。 ※ 詳細については税務署にお問い合わせ下さい。